

市長交際費の支出に関する公開基準

1. 趣旨

飯山市情報公開条例（平成 28 年飯山市条例第 3 号）の趣旨にのっとり、市長交際費の支出に関する公開基準を定めることにより、市長交際費に関する情報の公開度を高め、市政に対する市民の信頼と理解を深めるもの。

2. 公開基準

市長交際費の支出に関する公開基準については、下記のとおりとする。

内 容	基 準
支 出 年 月 日	全て公開
支 出 金 額	全て公開
支 出 内 容	全て公開
支 出 相 手 先	原則公開 （ただし、香典・見舞金など相手先のプライバシーに特段の配慮が必要な場合には、個人名を非公開とする。）

3. 公開の方法

公表の方法は、市長交際費支出一覧を庶務課秘書広報係に備え、閲覧に供するもののほか飯山市ホームページへの掲載によるものとする。

4. 本基準の適用

本基準は、平成 23 年 4 月 1 日以降の市長交際費の支出について適用する。